

# 当面の検討課題及びスケジュール（案）

---

デジタル時代における放送制度の  
在り方に関する検討会

令和7年6月9日

## 1 「テレビ離れ」の背景

- ・視聴者側 → 放送波による視聴機会減、コネクテッドテレビの利用者増
- ・広告主側 → インターネット中心の広告市場

## 2 放送の価値・役割

- ・価値・役割の本質は何か  
→ 放送のアイデンティティ（差別化）、視聴環境（あまねく受信等）、放送番組のポテンシャル
- ・現状においても十分に実現されているか  
→ 放送に対する不満・不信（放送番組に対する批判等）、テレビ離れ、アテンションエコノミーとの向き合い方
- ・価値・役割に優先順位はあるか
- ・実現する上で妨げとなっているものはあるか
- ・将来的に必要とされる役割は何か  
→ 放送に閉じない言論空間における真実性の担保、偽情報を疑う視点の提供  
→ ソーシャルメディアに親しむ層に対するリーチの拡大

## 3 産業としての放送

- ・現行制度の下で、放送産業は将来的に成り立つか
- ・必要な措置はあるか  
→ 本格的な配信に向けた広告モデルの転換  
→ 持続可能な経営体制への転換、持続可能でなくなった場合の対応  
→ NHKと民間放送の協力（インフラに限定しない連携）

## 4 現行の放送制度

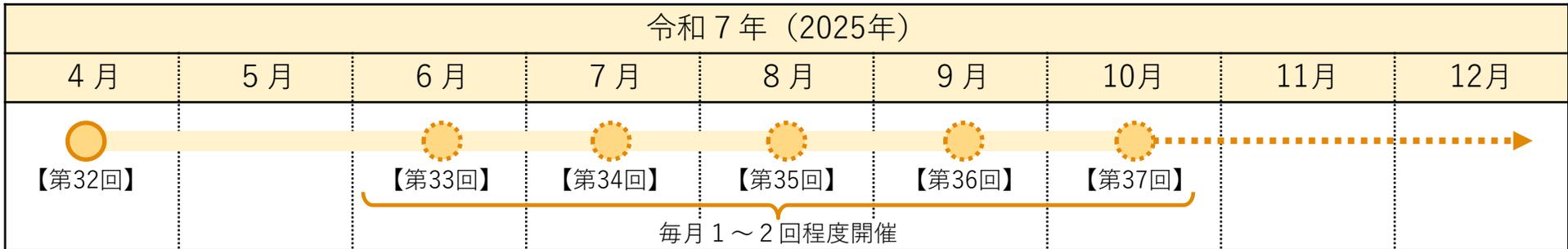
- ・価値・役割を実現する上で、現行の放送制度は機能しているか（環境と制度に隔たりはあるか）  
→ 基幹放送普及計画（リーチ拡大、アクセシビリティ強化、伝送手段高度化等）、マスメディア集中排除原則  
→ OTTの活用を見据えた環境整備  
→ 放送概念、効果
- ・隔たりによってもたらされるおそれのある具体的な社会課題はあるか  
→ 視聴者保護（広告の信頼性確保等）、市場の健全化  
→ プラットフォーマー等との公正な競争の確保（視聴データの利用等）

## 5 その他 → コーポレートガバナンス、現場のリテラシー、選挙報道

済

<b>第32回</b> (4月25日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次取りまとめ以降の動き</li> <li>・三友座長からのプレゼンテーション</li> </ul>
<b>第33回</b> (6月9日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の検討課題及びスケジュール（案）</li> <li>・放送を巡る状況の変化</li> <li>・テレビ視聴環境の現状と課題</li> <li>・放送の将来像に関する調査研究</li> </ul>
<b>第34回</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリング①</li> <li>・論点別の検討（「テレビ離れ」の背景、放送の価値・役割、産業としての放送）</li> </ul>
<b>第35回</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリング②</li> <li>・論点別の検討</li> </ul>
<b>第36回</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリング③</li> <li>・論点別の検討</li> </ul>
<b>第37回</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論点整理</li> </ul>

## 親会開催スケジュール



## 【「テレビ離れ」の背景】

- テレビの番組を見るとか、テレビコンテンツをTverやNHKプラスで見るということに関しては、テレビのポテンシャルは維持されているが、気になるのは“テレビ放送離れ”。逆にうまくいっているのは、テレビスクリーンには人が集まっているということ。これはコネクテッドTV上に人が集まってきているということ。現在のテレビ買換えサイクルは約110年となっており、買換え、あるいは買い増しをすると、基本的にはインターネット接続ができて、YouTubeなどが見られるという状態ができ、付加価値としてのモアサービスに入っていけるということになる。そういう意味では、今後の流通店頭でのユーザーのテレビ受像機の買換え、買い増しは、4KやBSが普及するという文脈よりは、やはりコネクテッドTVでのユーザーが増えていくほうがに分がある。テレビ台数に限らず、映像情報を見るスクリーン台数は圧倒的に増えているが、それを放送波経由でRF信号で見ることの比率が下がってきている。4年の中でもかなりダイナミックに、ユーザーサイドの視聴環境は変わってきている。このダイナミズムが特にコロナ禍の5年間で相当変わった。（奥構成員）

## 【放送の価値・役割】

- これまで著作権、プロミネンス、データなどの項目を中心に議論してきたが、このような個別の要素だけではなくて、放送事業者がどのような役割を果たすべきかを明らかにするための、集中的な調査・検討を早急に開始する必要がある。放送の具体的な定義や効果などはかなりの議論を積み重ねる必要がある、当然、1年などの期間での議論は極めて困難であり、一定の期間を要するが、放送事業者における信頼性確保の観点において、どういうことを実施すべきなのかを考えるためにも必要な論点であるということ踏まえて、放送事業者が今後10年とか20年を見据えて果たすことが期待される役割がどういうことかを整理し、放送事業者への現代的期待というものを、特に先行して整理していくということが極めて重要。（落合構成員）
- アテンションエコノミーの問題が広がりつつある中で、放送の再定義というのが求められている。放送のアイデンティティーが問われている。アテンションエコノミーという構造の中で、まさに構造的に劣勢に立たされている側面があるということについての理解が必ずしも十分ではない。実態を見ると、どんどんアテンションエコノミーのほうに引っ張られており、むしろその土俵に立ってしまっている。テレビもYouTubeと変わらなくなってしまっているのではないかというような印象を持ってしまう。（山本（龍）構成員）
- SNSが投票行動に与えた影響を丁寧に分析すること、そして放送の役割を見つめ直すことの大切さを考えさせられる。既存メディアで適切に情報提供がされていないのではないかという不満や不信があったことは恐らく事実であるとしても、その不満に短絡的な答えを出すことは意味がない。ネット世論の一部では、例えば放送事業者が故人となった公益通報者のプライバシーに関わる情報を報道しなかったことから、これを情報の隠蔽と受け止める向きがあったが、放送の役割はプライバシーの暴露ではない。不満や不信をおおるソーシャルメディアの側が変わることが必要。放送事業者の役割は、むしろソーシャルメディアに親しむ若い世代にも放送コンテンツへの接点となる配信を増やし、偽情報を疑う視点を提供すること。（大谷構成員）
- オールドメディア対ニューみたいな常に捉えられてしまうところが非常によくない。より正しいとか、できる限りファクトチェックを行っていたであろうという情報と、どこまでの意図を持ってか分からないが、真というよりは偽に近いような情報の間の対立軸があるときに、それをオールドとニューという対立軸で捉えるのは、本当に問題が解決されないようなニュアンスを常にはらんでしまう。ニューというものに物事が向かっていかなければいけない流れがある中で、ちゃんと真偽の真のところをいかに担保していくべきかということが、非常に大きな社会の潜在課題。（瀧構成員）
- 欧州では、メディアの多元性、言論の自由、文化の多様性の観点から、公共の利益が認められるコンテンツについては顕著性、いわゆるプロミネンスを付与することを制度的に規定できる。（飯塚構成員）
- 非常に優れた番組があることはもちろん承知の上で、ソーシャルメディア上でも、それ以外でも、一部テレビ番組の質に対する批判のほうがはるかに多く見られる。今後、プロミネンスの議論などを行うのだとすれば、こうしたギャップをどのように捉えていくのか考えていく必要がある。諸外国では独立した第三者によるレーティングの取組などもあるようで、そうした動向にも注意を払う必要があるかもしれない。産業としての放送について、重要なのはコンテンツに接する市民の知る権利をいかに充足するかということ。「放送」に閉じた検討にならないことが重要。（曾我部構成員）

## 【産業としての放送】

- 民放の事業ドメインである広告事業がかなり厳しい。全てはインターネット側に包含されていく。回り道をしている暇はない。（奥構成員）
- 4年分ぐらいの効果検証や予測したことなど、少しはPDCAが回せるタイミングにも来ている。ぜひ近々の研究会の中で、もう一度何か振り返ることができればいい。検討の場が継続できていることの果実を使ってもいい。（瀧構成員）
- 経営の選択肢を確保し、ローカル局の持続可能性、ひいては通信業務への進出も踏まえた持続可能性のある経営体制の転換に向けて、最大限負担を軽減して時間を稼ぐことができる、そういう施策を行うことが必要。経営の選択肢を最大限確保するために、マスメディア集中排除原則のさらなる緩和を求め、ローカル局の経営の選択肢を拘束する放送法における規律を最大限合理化していくことが必要。基幹放送普及計画の見直しも必要な要素の一つ。（落合構成員）
- 万が一、持続可能ではなくなった放送局が出現した場合の対応を事前に検討しておく必要がある。（曾我部構成員）

## 【現行の放送制度】

- 基幹放送普及計画の役割と今後についての議論をすべき。かつては放送インフラの全国的整備とその普及が主眼であったが、今日では状況が大きく変化している。基幹放送普及計画についても、現在の課題とか技術的進展に即してアップデートをしていく必要がある。言わば普及という側面から活用とか高度化といった側面へバージョンアップしていくべきで、これはIT化、クラウド化への推進とか、高齢者とか外国人とか障害者向けのアクセシビリティのさらなる強化とか、あるいはテレビ離れ層にリーチする新たな施策とか、あるいは災害報道について、テレビとかスマホ通知だとか自治体アプリなどいろいろなチャンネルがあるが、そういうチャンネルを一元管理するような体制の整備とか、そういったいろいろな今日の課題とそれに対応する施策を盛り込んでいくべき。NHKと民放のインフラ以外での連携の施策についても検討すべき。例えば災害時の情報収集とか、兵庫県知事選挙で問題になった偽・誤情報対策の連携についても、NHK、民放を問わず、放送メディア共通の課題であるため、連携して進めていくべき。（林構成員）
- これまでの電波という伝送路に着目した制度の下で、あまねく受信を実現し、視聴者に放送番組を届けるということは限界に来ている。こうした状況を補完ないし補強するには、全ての視聴者が地上波の無料放送サービスに容易に、簡単にアクセスできるような仕組みを整えておくことが必要と考えられる。（飯塚構成員）
- タイでは、OTT事業者が一般テレビ放送の再送信の中に自前の広告を挿入する事件があったが、規制当局には監督する権限がなく、規制の不在が大きな問題を引き起こす可能性があることを浮き彫りにした。OTTサービスの成長に対応し、消費者保護と市場の健全化を両立するためには、ルールづくりをなるべく早く行うべき。日本ではまだコンテンツ、あるいはチャンネルごとにしかネットにシフトできていない。テレビ放送が丸ごとネットにシフトすることができるのかどうか。著作権問題があるからというので、ネットにシフトしない、ある意味では口実のように感じている嫌がなくもないが、これが解決してしまったらどうなるか。Tver、NHKオンデマンド、NHKのネット配信が本当にネット利用者の十全な受皿となり得るのか。一般的な、いわゆるオープンアクセス型のOTTを利用するような活用の仕方も考えなければいけないのかもしれない。民間放送の場合には広告モデルが放送を支えているが、本格的なネット配信に向けて、広告モデルが現行のままで本当にいいのかというようなことも考えなければいけない。こういった検討が望まれるのではないかとということで2点挙げると、まず放送の再定義をする必要がある。そしてOTTによる放送コンテンツ配信に対応した整備、あるいはビジネスモデルをちゃんと整備する必要がある。将来的にOTT展開をするようであれば、制度的な建付けはきちんと準備しておくべき。（三友座長）
- デジタル広告のコンテンツの信頼性やデジタル空間での情報の健全性確保に関する議論も様々生じている中で、放送コンテンツや放送事業者が提供する広告に関する信頼性確保のための施策も含めて議論が必要。著作権処理やOTTのさらなる活用があり得るのかといった点や、広告モデルがネット配信に対応可能なのかは、既存の延長線の話と分けて考えるべきとは思いますが、例えばデータなどについては、先行して議論が進められるような部分があるのであれば、先行して進めるなどして、経営の選択肢確保という観点から、必要なオンラインプラットフォームなどとのイコールフィッティングを果たしていく、ということはある。 （落合構成員）

## 【その他】

- これだけの大きな不祥事が起きた中で、ちゃんと人権意識を啓蒙する場所が限られているということも自覚した。例えば番組を制作する放送局を運営するといった中でいろいろな負の側面がずっと蓄積されてきたところ、悪いことが明るみに出てきた以上、負を一掃する、一斉に変えていくチャンスとしてちゃんと捉えるべき。これまで本当に変えられなかったことを変える機会、もしくは今、これで変えられなかったら本当にある種のレジームが終わるんだという見方を持ちながら、コスト構造についてもちゃんと配慮しながら、見ていくべき。（瀧構成員）
- フジテレビの第三者委員会報告書において、当該タレントの人権侵害行為が業務の延長線上で生じたとされていて、放送行政にとっても無視できない事象。放送番組の適正性にとって悪影響がなかったかの検証、そういった観点の検証も重要。凶らずもフジテレビ事案で問題となったように、もし番組制作に当たって、タレント等の不適切行為を誘引したり助長するような慣行が存在する、あるいは存在したということが、そうするということはひっきょう、タレントに過度に依存した番組にならざるを得ないだろうし、これはフジテレビのみならず、各社が自主的に設けた番組基準が標榜する人権保護が守られているのかどうかについて、民放連がしっかりイニシアチブを取った上で、各社において自主的に、あるいは自律的に検証すべき。（林構成員）
- 本検討会において、コーポレートガバナンスについて十分に論じる必要がある。フジテレビの事案もあり、放送メディアの公的役割を担う主体としての信頼性確保に関する疑問の声が投げかけられてきている。こういう中で放送事業者のガバナンス強化がなければ、法規制の必要性まで含めて、議論が提起される可能性があるような状況になりつつある。放送法においては、放送事業者の自主自律が尊重される法制が整備・維持されており、今後でもできる限りこれが維持されることは重要。民放連、在京キー局なども含めた民放事業者からの提案、取組も最大限期待したいが、その中では、これまで本検討会で議論してきた内容とは異なる視点も含めた議論が必要。すなわち、これまで規制改革推進会議から提案していたコーポレートガバナンスについては、ローカル局の事業継続性を確保し、社会からの存続可能性の見える化を行うために議論していたという側面もあったが、放送メディアに対する信頼性確保の観点からは、事業の継続可能性の確保につながるような財務情報の整備であったりとか、自主政策比率の向上に関する施策といったこれまでの施策だけではなく、放送事業者そのものがコンプライアンスを適切に実施する、信頼できる主体であるかが重要。人権DDの必要性も社会的に認識されるようになっており、人権保護に関する取組を適切に行うことが求められる。（落合構成員）
- BB代替における円滑なユニキャストの実現、さらにはできる限り多くの地域での導入が進むために、民放各社で知恵を出し合って、これまで整理した競争法遵守の仕組みの中で、全国単位、地域単位で最大限の合意をして、連携して進めていただくことが大事。一方で、NHKにも十分な協力を行っていただくことが必要。NHKにおかれては様々なレイヤーで、民放のプレーヤーの方々、総務省など対話の機会をつくって、必要な協力を進めていただきたい。NHKと民放におかれては、本検討会での報告を行っていただくことも含めて、議論の場と、政策的にもその合意を推進するための枠組みの整備に御協力をいただきたい。NHKの協力内容を特定して、BB代替における負担を確定するためには、自主共聴施設なども含めた民放、NHKそれぞれの義務に応じて対応が求められる共聴施設等において、どのような対応コストがかかるか特定することが必要。十分な基礎情報が収集されていない場合には、調査の実施も必要。必要があれば追加の制度整備の必要性も排除せず、官民協力して議論を進めていくことが必要。（落合構成員）
- AM放送はこれまでも災害時に命を守るファーストインフォーマ。そういう役割を鑑みるに、FM転換によって不感地帯が生じないようにしていただきたい。不感エリアは、災害FMの設置など代替手段を確保していくということが不可欠。radikoだけで足りるのかという問題意識。（林構成員）
- アテンションエコノミーの課題も含めて、その問題を現場レベルでもしっかり共有して、コンテンツ制作とか、あるいは具体の営業戦略に有機的に結びつけていくようなことも必要。人権の意識ということも関連するが、具体的には、根本的な放送とは何かの議論とともに、その現場のリテラシーとかいったものを上げていく、あるいは研修といったようなことも必要。（山本（龍）構成員）
- 選挙報道について、BPO放送人権委員会は2017年2月7日の意見書で、放送における公平とは、現在主流の量的公平ではなく質的公平であるとし。この指摘が最近改めて注目を集め、放送関係者の間で共感を得ている。質的公平へのシフトは必要であるが、量的公平と違って一律の答えはなく、扱いがより難しくなるため、徐々にシフトしていくべき。（曾我部構成員）

- 放送法第91条第1項の規定に基づき、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、総務大臣が定めるもの。
- NHKの業務（放送法第20条）、基幹放送用割当可能周波数（電波法第5条）、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情等を踏まえて定めることとされている。

## 構成・概要

### 第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

#### 1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針

あまねく受信できるようにする**地上基幹放送の系統数**、NHK、放送大学学園及び民間基幹放送事業者が行う**衛星基幹放送**、放送の**多様化、高度化等のための施策**などを規定

#### 2 基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由をできるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針

できるだけ多くの者に対し**基幹放送を行う機会**を開放すること、各地域社会における**各種の大衆情報提供手段**の所有及び支配が、原則として、特定の者に集中することを避けることを規定

#### 3 その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

民間基幹放送事業者による地上基幹放送については、放送事業者の構成及び運営において**地域社会を基盤**とし、放送を通じて**地域住民の要望**にこたえることで、**地域社会の要望**を充足することを規定

### 第2 放送法第93条第1項第6号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合

基幹放送の業務の認定が基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることの要件として、**番組相互間の調和**を保つこと、**教育番組**の内容がその放送の対象とする者に**有益適切**であること、**災害の発生予防・被害軽減**に役立つ放送をすることなどを規定

### 第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数等の目標

基幹放送の区分ごとの**放送対象地域**及び放送対象地域ごとの**放送系の数の目標**を個別具体的に規定

## 放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（放送法第91条第2項第2号）のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、基幹放送普及計画において規定（放送法第91条第3項）。

## 放送対象地域の効果

### (1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

### (2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

基幹放送事業者は、放送対象地域内で、当該基幹放送があまねく受信できるように努めることとされている。（NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け）

## 放送対象地域の例

### (1) 規定の仕方

- ① 放送の主体（NHK、放送大学学園、民間基幹放送事業者）
- ② 放送の種類（テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等）に基づき設定

### (2) 具体例（地上テレビジョン放送）

#### ① NHK

関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県

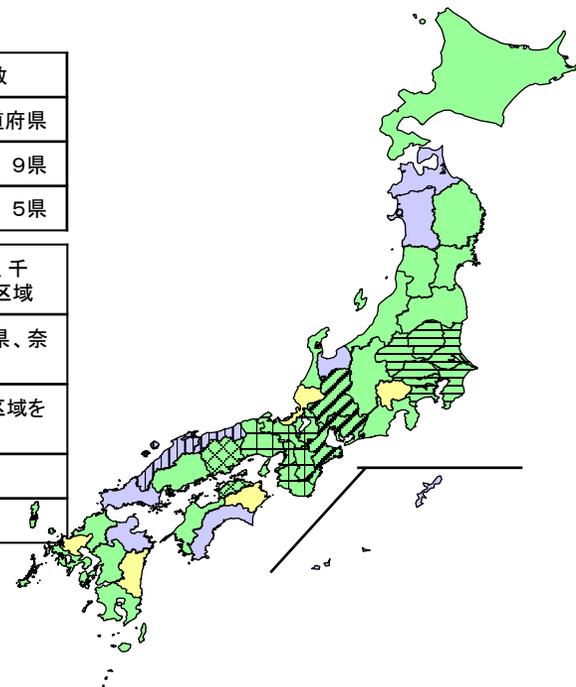
#### ② 民間基幹放送事業者

広域圏：関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏  
 複数の県域：鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県  
 その他：上記以外の各都道府県

【地上テレビジョン放送の事業者数】

		都道府県数
	4事業者以上	33都道府県
	3事業者	9県
	2事業者以下	5県

	関東広域圏：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域
	近畿広域圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県各区域を併せた区域
	中京広域圏：岐阜県、愛知県及び三重県各区域を併せた区域
	岡山県及び香川県の各区域を併せた区域
	鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域



放送法 第1条 (目的)

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第91条 (基幹放送普及計画)

基幹放送(※)をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

(※) 基幹放送：地上テレビジョン放送、地上ラジオ放送、コミュニティ放送、BS放送、東経110度CS放送 等 (東経124/128度CS放送、ケーブルテレビ等は含まれない)

一の者が保有することができる放送局の数を制限することにより、**多元性、多様性、地域性**の三原則を実現

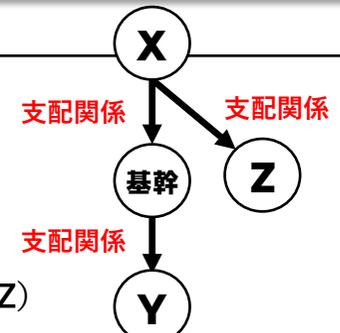
放送法 第2条32号及び第93条第1項

基幹放送の業務の認定基準としてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定 (省令でマスメディア集中排除原則の適用が除外される場合を規定)

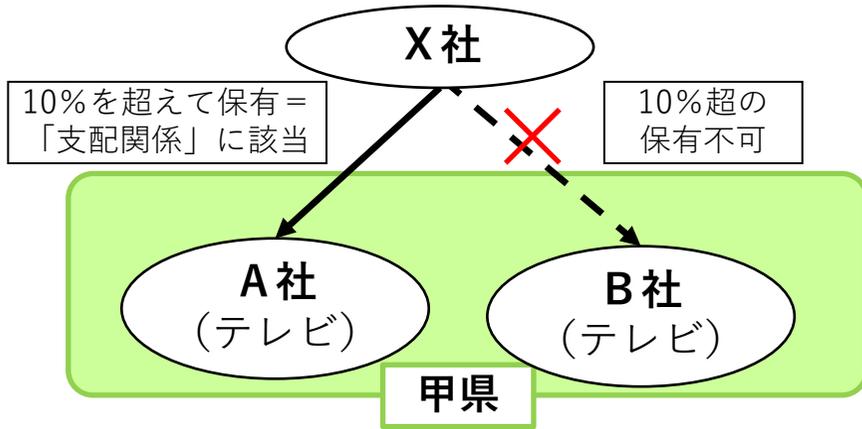
<認定基準のうちマスメディア集中排除原則の部分> (放送法第93条第1項第5号)

基幹放送業務を行おうとする者が、次のいずれにも該当しないこと。

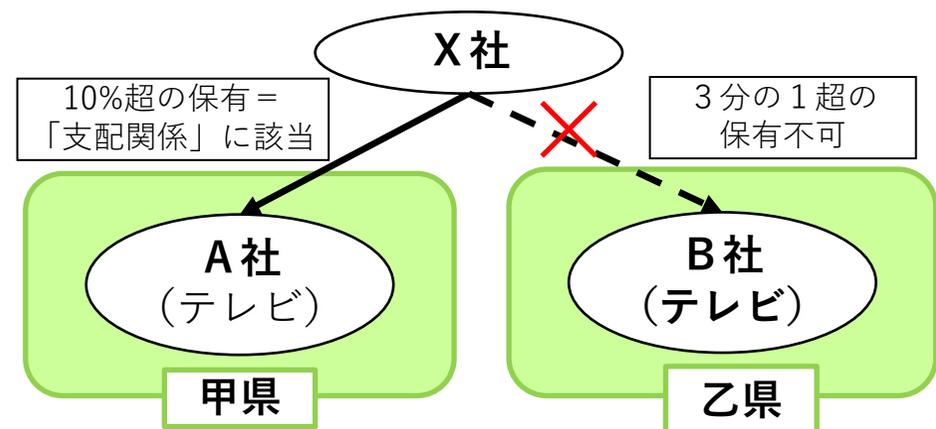
- イ 基幹放送事業者
- ロ イに掲げる者に対して『支配関係』を有する者 (X)
- ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して『支配関係』を有する場合におけるその者 (Y・Z)



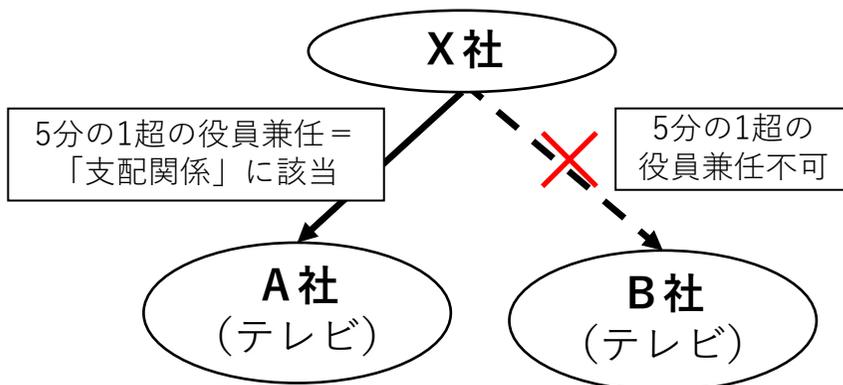
議決権保有による支配の例  
（放送対象地域が重複する場合）



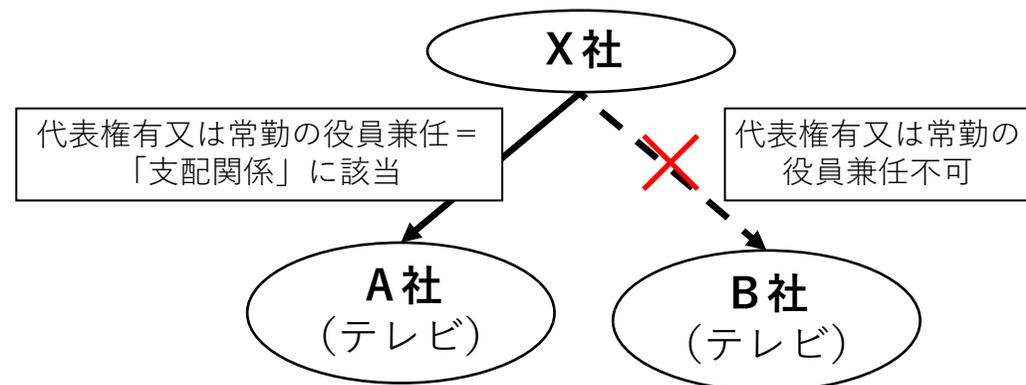
議決権保有による支配の例  
（放送対象地域が重複しない場合）



役員兼任による支配の例  
（役員兼任比率：5分の1超）



役員兼任による支配の例  
（代表役員、常勤役員兼任）



- 1957年の民間テレビ斉予備免許の際にマスメディア集中排除原則を条件として設定。  
※複数の放送局の開設、一定割合を超える議決権のある資本の所有、一定割合を超える役員の兼任、常勤の役員又は主要職員の兼任等を禁止
- 1959年にはマスメディア集中排除原則を省令として制度化。新規開設の放送局について、一の者が所有・経営支配できる放送局を1局に限定。  
※支配関係の基準：①議決権の総数の1/10超の所有、②1/5超の役員の兼任、③代表権を有する役員又は常勤の役員の兼任
- 2010年の放送法改正（翌年施行）によってマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定。

## 緩和の過去例

1995年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送対象地域が重複しない場合の支配関係の基準を緩和（議決権の1/10超→1/5以上）</li> </ul>
2004年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>隣接特例、連続放送対象地域特例、経営困難特例</b>を創設                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①隣接特例：隣接している放送対象地域の数7地域以内の連携の場合、支配関係の基準を緩和（議決権の1/5以上→1/3以上） ※関東広域圏を放送対象地域とする放送局を除外</li> <li>②連続放送対象地域特例：放送対象地域のすべてがそのうちのいずれか一つの放送対象地域に隣接している場合等において、議決権の保有制限、役員兼任制限の規定を適用除外 ※合併、完全子会社化等も可能 ※関東、中京、近畿広域圏を放送対象地域とする放送局は除外</li> <li>③経営困難特例：経営困難時の特例措置として議決権保有制限、役員兼任制限を適用除外 ※合併は不可</li> </ul> </li> </ul>
2008年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>F M放送とテレビ放送の兼営特例</b>を創設</li> <li>・ <b>認定放送持株会社制度</b>を創設 ※認定放送持株会社の子会社である地上放送事業者の放送対象地域の数合計が12以下であれば子会社は放送局を開設可能</li> </ul>
2011年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ラジオ</b>に係る適用除外を拡大                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①放送対象地域の重複を問わず、ラジオ4局（コミュニティ放送を除く。）までは適用除外</li> <li>②従来の兼営特例を拡大し、放送対象地域の重複を問わず、テレビ1局・ラジオ4局（コミュニティ放送は1局）までは適用除外</li> </ul> </li> <li>・ 放送対象地域が重複しない場合の支配関係の基準を緩和（議決権の1/5以上→33.33333/100超）</li> </ul>
2023年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の<b>地域制限（12都道府県まで）</b>を撤廃</li> <li>・ 放送対象地域の隣接・非隣接に関わらず、テレビ、ラジオについて、それぞれ<b>9局（コミュニティ放送の場合は放送対象地域が9都道府県分）</b>までの兼営・支配を可能とする特例を創設 ※同一放送対象地域内ではテレビ1局、ラジオ4局（コミュニティ放送は1局）までが適用除外</li> </ul>

## 難視聴解消措置及び視聴継続措置

(業務)

第二十条 (略)

2～5 (略)

6 協会は、第一項第一号の業務を行うに当たっては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。次項において同じ。）が**第九十二条の責務※1、2にのっとり講ずる措置の円滑な実施**に必要な協力をしなければならない。

7 協会は、他の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者から、前項の協力の具体的な内容に関する協議の求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じなければならない。

8～13 (略)

※1…放送対象地域において基幹放送があまねく受信できるように努めること

※2…中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止するときに基幹放送を受信することができなくなる地域において放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置を講ずること

## 視聴覚障害者向け放送

(業務)

第二十条 (略)

2～7 (略)

8 協会は、第一項第一号又は第二号の業務を行うに当たっては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の放送事業者が**第四条第二項の責務※3にのっとり講ずる措置の円滑な実施**に必要な協力をするよう努めなければならない。

9～13 (略)

※3…静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けること

## 必要的配信業務に相当する業務

(必要的配信業務の方法)

第二十条の三 (略)

2～10 (略)

11 協会は、必要的配信業務を行うに当たっては、他の放送事業者その他の事業者が実施する**必要的配信業務に相当する業務の円滑な実施**に必要な協力をするよう努めなければならない。この場合においては、これらの事業者が地方向けに実施する当該業務が地域固有の需要を満たすために重要な役割を果たすことに特に配慮しなければならない。